

◎新潟県告示第183号

平成27年2月27日新潟県告示第215号（漁業災害補償法に基づく加入区の設定）の一部を次のように改正する。

なお、この告示による改正後の規定は、その共済責任期間の開始日が令和4年5月1日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が令和4年4月30日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

令和4年3月4日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
加入区 の名称	区 域	区 分	加入区 の名称	区 域	区 分
姫津・ 金泉加 入区	姫津漁業協同 組合の地区及 び佐渡漁業協 同組合の地区 のうち佐渡市 北狄、戸地、 戸中の区域	1 <u>10トン以上の漁船 により主としていか釣 りを営む漁業</u> 2 <u>10トン以上の漁船 により主としてかご漁 業を営む漁業</u> 3～6 （略）	姫津・ 金泉加 入区	姫津漁業協同 組合の地区及 び佐渡漁業協 同組合の地区 のうち佐渡市 北狄、戸地、 戸中の区域	1 <u>いか釣り漁業</u>  2 <u>かご漁業及びかご漁 業といか釣り漁業を併 せて営む漁業</u> 3～6 （略）